

第4 連結送水管

令第29条並びに規則第30条の4及び第31条の規定によるほか、次によること。

1 送水口

送水口は、令第29条第2項第3号並びに規則第31条第1号及び第3号から第4号の2までの規定によるほか、次によること。

(1) 機器

ア 送水口は、送水口告示に適合するもの又は認定品のものとする。

イ 送水口のホース結合金具は、呼称65差込み式受け口のものとする。

(2) 設置方法

ア 規則第31条第1号に規定する「地盤面からの高さが0.5メートル以上1メートル以下」とは、地盤面から送水口のホース接続口中心までの距離とすること。

イ 配管の最低部には、排水弁を設けること。

(3) 表示

ア 各階においてノズルの先端圧力が0.35メガパスカルで直状放水した場合における送水圧を表示すること。

イ 規則第31条第4号に規定する連結送水管の送水口である旨の標識は、次によること。

標識類の種類	長さ (センチメートル)		色	
	短辺	長辺	地	文字
連結送水管の送水口である旨を表示した標識	10以上	30以上	赤	白

2 配管等

配管等は、規則第31条第5号の規定によるほか、次によること。

(1) 配管

規則第31条第5号ロの規定によるほか、次によること。

ア 配管内の消火水が凍結する恐れのある部分又は配管外面が結露するおそれのある部分の配管等には、保温材、外装材及び補助材により保温を行うこと。

(2) 管継手

規則第31条第5号ハの規定によるほか、次によること。

ア 管継手は、規則第31条第1項第5号ハの表に掲げるもの、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして、金属製管継手等告示に適合するもの若しくは認定品のものとする。

イ 可とう管継手は、金属製管継手等告示に適合するもの若しくは認定品のもの
とすること。

(3) 複数の立管の接続

規則第31条第1項第1号の「連結送水管の立管の数以上の数」の規定により、
同一棟に複数の立上がり管がある場合は、それぞれ送水口を設けること。

また、複数の立ち上がり管同士をバイパス配管により相互に接続する場合は、それ
ぞれの配管の容量を満たす圧力設定にすること。

3 放水口

令第29条第2項第1号及び規則第31条第2号から第4号の2までの規定によるほ
か、次によること。

(1) 格納箱

ア 格納箱の扉は、鍵等を用いることなく容易に開閉できるものであること。

(2) 消火栓弁

ア 放水口は、消火栓弁とすること。

イ 消火栓弁は、屋内消火栓等告示に適合するもの又は認定品のもの若しくは性能
評定されたものとする。

ウ 結合金具は、呼称65と呼称50が兼用できるマルチ型の差込み式の差し口と
すること。

(3) 表示

規則第31条第4号に規定する放水口である旨の標識を次により、放水口の見や
すい箇所又は格納箱に表示すること。

ア 「放水口」又は「消防章」を表示した標識とすること。

イ 放水口の標識は短辺10センチメートル以上、長辺30センチメートルで、か
つ、地は赤、文字は白であること。消防章の大きさは直径10センチメートル
以上とすること。

(4) 設置位置

令第29条第2項第1号に規定する「その他これらに類する場所で消防隊が有効に
消火活動をおこなうことができる位置」とは、特別避難階段のバルコニー若しくは府室
又は外気に有効に開放されている部分で、かつ、直通階段から5メートル以内の位置を
いうものであること。

(5) 設置方法

非常用エレベーター乗降ロビー又は特別避難階段の附室に放水口を設置する場合、
乗降ロビー又は特別避難階段の附室から屋内に通じる出入口の下方には、ホース通過孔

を設けること。

(6) テスト弁

屋上等にテスト弁を設けることを考慮すること。

4 設計送水圧力

設計送水圧力は次によること。ただし、設計送水圧力の上限は1.6メガパスカルとすること。

- (1) 規則第31条第1項第5号ロの規定に定める、消防長又は消防署長が指定する防火対象物は政令第29条第1項第1号及び2のことを指す。
- (2) バイパス接続する防火対象物にあっては、それぞれの送水口から最遠となる放水口の設計送水圧力を求めること。